

7 建 築 第 5 7 8 号
令 和 7 年 4 月 1 日

建築関係団体 代表者 様

京都府建設交通部建築指導課長
(公 印 省 略)

建築基準法施行細則等の一部改正について

平素は、本府の建築行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

近年の物価高騰や人件費の急激な上昇などの社会経済情勢の変化を踏まえ、受益者負担の適正化を図るための行財政運営方針に基づく手数料改定等に伴い、下記規則等の一部を改正しましたので通知します。

つきましては、貴会会員への周知に御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正規則等

- (1) 建築基準法施行細則(昭和 36 年京都府規則第 27 号)
- (2) 都市計画法施行細則(昭和 46 年京都府規則第 45 号)
- (3) 京都府手数料徴収条例施行規則(平成 12 年京都府規則第 3 号)
- (4) 京都府広域振興局長権限委任規則の一部を改正する規則(令和 5 年京都府規則第 24 号)附則第 3 項
- (5) 京都府広域振興局長権限委任規則の一部を改正する規則の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第 5 条の規定による改正前の京都府手数料徴収条例施行規則

2 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

なお、改正に伴う手数料額については以下の HP に掲載済

手数料	京都府 HP(URL)
建築基準法、建築物省エネ法、低炭素建築物法関係手数料	https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/06kakunin.html
盛土規制法、都市計画法関係手数料	https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/202504takuzoutesuuryou.html https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/2025kaihatsutesuuryou.html
宅建業法関係手数料	https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/16000027.html

3 施行日

(1) 盛土規制法関連手数料

ア 旧宅地造成等規制法に基づく許可事務及び変更許可事務について、社会情勢変化を踏まえて引き上げる改正分 令和 7 年 4 月 1 日

イ 盛土規制法の施行に伴う改正分 令和 7 年 5 月 1 日

(2) 盛土規制法関連手数料以外 令和 7 年 4 月 1 日

建築基準係	TEL 075-414-5348
開発指導係	TEL 075-414-5344
宅建業係	TEL 075-414-5341